

株式会社フジトミくりっく 365 取引ガイド新旧対照表

(平成 28 年 12 月 1 日変更、下線は改正部分)

現行	改定後
<p>21 ページ</p> <p>不足金</p> <p>くりっく 365 では、1 日の取引終了時に有効証拠金が必要証拠金を下回ると不足金が発生します。不足金が発生した場合のご対応方法については、以下の通りです。</p> <p>① 不足金発生時の<u>翌営業日午後 3 時</u>までに、不足発生時の不足額以上をご入金</p> <p>② 不足金発生時の<u>翌営業日午後 3 時</u>までに、保有している全建玉を決済</p> <p>前述のご対応がなかった場合、不足金発生時の翌営業日午後 5 時以降に当社において建玉の強制決済処分を行います。</p> <p>※ 金曜日の取引終了時に発生した不足金の対応期限は<u>翌月曜日午後 3 時</u>となります。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>21 ページ</p> <p>不足金</p> <p>くりっく 365 では、1 日の取引終了時に有効証拠金が必要証拠金を下回ると不足金が発生します。不足金が発生した場合のご対応方法については、以下の通りです。</p> <p>① 不足金発生時の<u>翌営業日午後 5 時</u>までに、不足発生時の不足額以上をご入金</p> <p>② 不足金発生時の<u>翌営業日午後 5 時</u>までに、保有している全建玉を決済</p> <p>前述のご対応がなかった場合、不足金発生時の翌営業日午後 5 時以降に当社において建玉の強制決済処分を行います。</p> <p>※ 金曜日の取引終了時に発生した不足金の対応期限は<u>翌月曜日午後 5 時</u>となります。</p> <p>(以下現行どおり)</p>

(平成 29 年 1 月 1 日変更、下線は改正部分)

現行	改定後
<p>35 ページ</p> <p>許可番号 <u>農林水産指令 22 総合第 1351 号</u> <u>経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号</u></p>	<p>35 ページ</p> <p>許可番号 <u>農林水産省指令 28 食産第 3988 号</u> <u>経済産業省 20161108 商第 10 号</u></p>

東京都知事(1)第 92525 号

東京都知事(1)第 92525 号

(平成 29 年 4 月 1 日変更、下線は改正部分)

現行	改定後
<p>36 ページ</p> <p>取引に関するお問い合わせ</p> <p>企画営業部、ホームトレード部</p> <p>TEL : 0 1 2 0 - 3 6 5 - 6 8 6 (フリーダイヤル)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>36 ページ</p> <p>取引に関するお問い合わせ</p> <p>企画営業部、ホームトレード部</p> <p>TEL : 0 1 2 0 - 3 6 5 - 6 8 6 (フリーダイヤル)</p> <p><u>大阪支店営業部</u></p> <p><u>TEL : 0 1 2 0 - 3 6 5 - 6 0 5 (フリーダイヤル)</u></p> <p>(以下現行どおり)</p>

(平成 29 年 4 月 1 日変更、下線は改正部分)

現行	改定後
<p>36 ページ</p> <p>金融商品取引苦情相談窓口</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</p> <p>(FINMAC)</p> <p><u>東京本部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13</u></p> <p><u>第三証券会館</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>36 ページ</p> <p>金融商品取引苦情相談窓口</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</p> <p>(FINMAC)</p> <p><u>東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1</u></p> <p><u>第二証券会館</u></p> <p>(以下現行どおり)</p>